

市町村による高齢者の見守り業務

種別区分	
(1) 高齢者家庭への訪問による見守り 民生・児童委員・地域包括支援センター・社会福祉協議会・友愛訪問員・町会・自治会・ボランティア等による、訪問、声かけ、相談、話し相手による見守り。	(5) 電話訪問・相談による見守り 電話相談員、民生委員、友愛訪問員、ボランティア等による定期的な電話訪問、また、生活や健康不安に関する電話相談により高齢者の安否確認や孤立感の解消を図る。
(2) 配食サービスによる見守り 一人暮らしの高齢者等に対し、民間事業者、ボランティア団体等が定期的な食事を提供することにより、安否確認を行う。	(6) 救急キット・安心シート・連絡カード等による事故防止対策の実施 一人暮らし高齢者に対して救急医療情報キット等の配布を行うことによる安否確認と、救急時の迅速な救命活動を支援し、高齢者の安全安心の確保を図る。
(3) 乳酸菌飲料等の配達による見守り 高齢者宅に、乳酸菌飲料や牛乳を販売業者等が配達することにより安否確認を行う。	(7) 緊急通報システム機器による見守り ○緊急時の、無線発信器により東京消防庁や民間事業者に通報する。 ○日常生活において在宅者の異変を設置機器が感知し、通報する。(生活リズムセンサー)
(4) 新聞・郵便・宅配・ごみ回収等による見守り ○新聞配達員、郵便配達員が配達時等で異変を感じた場合、地域包括支援センターや区に通報する。 ○ごみを集積所まで出すことが困難な者や高齢者宅を訪問し、ごみの回収を行い安否確認を行う。	(8) 高齢者見守りネットワーク 行政、地域包括支援センター、民生委員、地域団体などの地域の関係者が連携しながら、高齢者世帯などの見守り活動等を実施する。

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
八王子	(2)	見守り協定事業	「八王子市見守り協定マニュアル」に基づき、見守り協定事業者のスタッフが通常業務中に気づいた高齢者等(障害者、子どもを含む)の「異変」を市の見守り専用電話に連絡し、情報提供を受けた市では、関係機関と連携して対応する。	—	—	—	なし		福祉政策課 042-626-3111(代) (内4363)	八王子
	(3)	見守り協定事業	「八王子市見守り協定マニュアル」に基づき、見守り協定事業者のスタッフが通常業務中に気づいた高齢者等(障害者、子どもを含む)の「異変」を市の見守り専用電話に連絡し、情報提供を受けた市では、関係機関と連携して対応する。	—	—	—	なし		福祉政策課 042-626-3111(代) (内4363)	
	(4)	高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業	ごみ出しをすることが困難な高齢者又は障害者のみの世帯等に対し、原則として利用者宅の玄関先でごみ・資源物を収集し、在宅での生活支援を行うもの。また、希望者には声かけや安否確認を行う。	—	—	市内に居住する次のいずれかに該当する、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者及び障害者のみの世帯等のうち、指定された場所に自らごみを排出することが困難で、他に協力を得ることができないと認められる者 1 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき要介護1から5と認定された者又は要介護1から5と認定された者のみで構成されている世帯 2 身体障害者手帳1、2級の手帳を交付されたひとり暮らしの障害者又は身体障害者手帳1、2級の手帳を交付された障害者のみで構成されている世帯 3 その他市長が必要と認めた者	なし		ごみ減量対策課 042-626-3111(代) (内3234)	
		見守り協定事業	「八王子市見守り協定マニュアル」に基づき、見守り協定事業者のスタッフが通常業務中に気づいた高齢者等(障害者、子どもを含む)の「異変」を市の見守り専用電話に連絡し、情報提供を受けた市では、関係機関と連携して対応する。	—	—	—	なし		福祉政策課 042-626-3111(代) (内4363)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
八王子	(5)	福祉電話	緊急時にあらかじめ登録してある親族等にボタン1つで通報できるシルバーホンの設置をします。あわせて希望者には、月に1回の相談員による訪問をします。	—	65	①市内在住で65歳以上の方のみの世帯 ②電話の応答が可能な方 ③心身の状況等で外出が困難な方 ④親族等の訪問が途絶えがちな方	なし		高齢者福祉課 042-626-3111(代) (内2156)	八王子
	(6)	救急安心シート(救急医療情報)	市HPに同シートを公開した他、市役所(本庁舎および各事務所)、保健所、各保健福祉センター、地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)において同シートの窓口配布を行っている。また、「医療機関ガイド」とじ込み、同シート利用の周知・啓発を行っている。	—	65	八王子市内在住であること	なし		地域医療政策課 042-626-3111(代) (内3013・3014)	
	(7)	救急通報システム事業	家庭内で病気などにより緊急事態になった時、ボタン・ペンダントを押すことで、受信センターを通して東京消防庁に通報され、駆け付け員により速やかに救助のための支援を行います。また、健康相談と月1回の電話訪問ができます。	—	65	市内在住で65歳以上の方のみの世帯で心疾患、脳疾患、呼吸器疾患等の急性性のある身体上の慢性疾患により、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方	462円/月 住民税非課税者:なし		高齢者福祉課 042-626-3111(代) (内2156)	
	(8)	見守りネットワーク事業	地域ケア会議などを通じて、地域での見守りについて意識啓発に努めるとともに、高齢者を地域でゆるやかに見守るために、民生・児童委員、町会、自治会等関係機関等と包括支援センターとの連携により実施。また、町会・自治会などを主体とした住民相互の見守り・支え合い活動を行う地域もあり、包括支援センターとの連携を行う。	—	65	—	なし		高齢者福祉課 042-626-3111(代) (内2163)	
		見守り協定事業者との連携による見守り事業	孤独死リスクの早期発見・認知症高齢者の早期発見・虐待の早期発見等のために、配達や訪問事業を行う民間事業者との見守りに関する協定を結んだ事業所から、高齢者等の異変に気づいた場合、市に連絡をもらい、市は地域包括支援センターやケアマネジャー、警察、消防等関係機関と連携を行う。	—	65	—	なし		高齢者福祉課 042-626-3111(代) (内2154)	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
八王子	—	高齢者見守り相談窓口の 運営	高齢者の孤立防止を目的に、高 齢者の生活実態の把握や、高 齢者あんしん相談センター(地 域包括支援センター)と連携して 高齢者に対する見守りを行う相 談室を運営する。(東京都「高齢 者見守り相談窓口設置事業」の 対象事業)	—	65	65歳以上の一人暮らし世帯、または高 齢者のみで構成する世帯に属する方、 および日中独居の高齢者	なし		高齢者福祉課 042-626-3111(代 (内2163)	八王子

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
立 川	(1) (4)	地域支え合いネットワーク事業	地域包括支援センターを拠点として、独居の高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、地域のボランティアが、訪問や電話による見守りを行うほか、誰にでもできるちよっとしたお手伝い(ゴミ捨て、電球交換、手紙の代読など)を行い、安心して暮らせる街づくりやネットワークを構築する。	随時	65	独居の高齢者及び高齢者のみの世帯など	なし		高齢福祉課 042-523-2111(代) (内1479)	立 川
	(2)	高齢者等配食サービス	月～日曜日の昼食又は夕食について民間配食事業者による調理・配食・安否確認(委託)	週7回	65	心身機能の低下により食事の支度が困難な者のみで構成される高齢者世帯、一人暮らし高齢者、日中独居高齢者	1食 410円		高齢福祉課 042-523-2111(代) (内1475)	
	(3) (8)	地域見守りネットワーク事業	事業者が通常の業務活動で地域を訪問する際に、異変に気付いた場合は市へ連絡し安否確認等を行う。	随時	—	市内全域、年齢要件なし	なし		高齢福祉課 042-523-2111(代) (内1478)	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯の方で、身体上、脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等、慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方	<民間方式> 住民税課税世帯:10,350円 住民税非課税世帯:なし ライフ監視センサー(オプション):設置費3,600円		高齢福祉課 042-523-2111(代) (内1475)	
		高齢者シルバーホンシステム事業	緊急事態に陥ったとき、取り付けた機器の非常ボタンを押すことで機器に登録してある通報先に通報できるシステムの機器を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯の方で、身体上、脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等、慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方	<シルバーホン> 住民税課税世帯:3,190円 住民税非課税世帯:なし ペンダント(オプション): 設置費440円 月額利用料220円			
		高齢者あんしん見守り支援事業	もしもの緊急事態に備えて、その緊急事態を別に居所を構える家族や友人知人に知らせることができる機器に対し、その設置費等の一部を助成する。	—	70	70歳以上の一人暮らし又は、互いの緊急事態に対し、救急車の手配等、適切な対応が困難な要介護状態の者が属する70歳以上の高齢者世帯。	設置費用の1割 住民税非課税世帯:なし (助成限度額を超えた部分及び毎月の利用料は全額自己負担)			

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
武蔵野	(1)	高齢者等緊急訪問介護(レスキューヘルパー)事業	本人又は介護者の疾病等の場合に、緊急一時的に身体介護、家事援助の支援を行う。(介護保険サービスが優先)	1週4時間まで 2週間以内	概ね 65	在宅のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の方	30分につき250円		高齢者支援課 0422(60)1846	武蔵野
	(2)	高齢者食事サービス	地域の高齢者施設で調理した弁当を地域拠点よりボランティアや高齢者施設の職員が昼食時に配達する。	週1～6回	概ね 65	高齢者世帯又はこれに準ずるもので買物や調理が困難な世帯	(1食) 500円		高齢者支援課 0422(60)1846	
	(4)	ふれあい訪問収集	一人暮らしの高齢者や、身体に障害のある方などの世帯など、ごみを出すことが困難な方を対象にごみ出し支援と声かけを行う。	—	—	①65歳以上の一人暮らしで、要支援2以上の方 ②身体障害者手帳1・2級の方のみの世帯 ③その他市長が必要と認める方	なし		ごみ総合対策課 0422(60)1802	
	(5)	高齢者安心コール	市内の一人暮らし高齢者で利用希望の方に、専門職が毎週決まった曜日・時間帯に電話をし、安否確認をすることで、日常生活や健康状態に関する不安を解消する。	週1回	65	市内在住のひとり暮らし又は世帯の状況からひとり暮らし相当とみなすことのできる方(生活保護世帯は除く)	500円/月	事業者へ委託	高齢者支援課 0422(60)1846	
		高齢者なんでも電話相談	24時間365日の電話相談窓口を設置し、高齢者の日常生活や介護に関する電話相談を専門員が受け付ける。必要に応じて、市のサービスや窓口の案内を行う。	—	—	市内在住の高齢者及び家族等	なし	事業者へ委託		
	(7)	緊急通報装置の貸与	自宅に専用通報器を設置し、ペンダント式押しボタンを貸与する。	—	65	次のいずれも満たす方 ①ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯 ②慢性疾患(心疾患、ぜん息の発作など)等のため健康上不安のある方	205円/月 住民税非課税の方:なし		高齢者支援課 0422(60)1846	
	(8)	見守り・孤立防止ネットワーク事業	見守りネットワーク事業に参加している関係機関がその業務活動中において高齢者等の異変や生活上の支障に気づいた時に、市の設置する地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター等に連絡を行う。	随時	—	高齢者、障害者その他支援を必要としている方	なし		地域支援課 0422(60)1941	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
武蔵野	—	緊急医療情報キット	救急搬送を要するなどの緊急時に、単身で生活する市民や、家族が日中不在となる市民が、必要な情報を救急隊などに伝えるツールとして、緊急医療情報キットを配布する。	—	—	原則は概ね65歳以上の高齢者・障害者等支援の必要な方を想定しているが、広く普及させるため、対象は限定していない。	なし	市及び関係機関窓口にて配布	地域支援課 0422(60)1941	武蔵野

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
三 鷹	(2)	給食サービス事業	①弘済ケアセンター(通所介護事業所)で調理・配食 ②ボランティアが調理、配送食 ③三鷹市社会福祉事業団が調理・配食	①、②週1～2回 ③毎日の昼・夕食	概ね 65	①、② 高齢者、障がい者 ③ ①及び②のみの世帯で、要介護認定支援1以上の高齢者又は障がい者で、いずれも住民税非課税世帯であること	1食 400円		高齢者支援課 0422-45-1151(代) (内2626)	三 鷹
	(4)	ふれあいサポート	生活環境サポートとしてごみ出しの支援サービスを実施し、さらに希望者に対してはサポート員が訪問時に声かけにより安否確認を行う。	—	—	①要介護度2以上である者のみで構成される世帯 ② 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級である者のみで構成される世帯 上記①および②で決められたごみ出しをすることが困難で、身近な人の協力を得られない方	なし		生活環境部 ごみ対策課 0422-45-1151(代) (内2533～2536)	
		三鷹市見守りネットワーク事業	市民や民間事業者等が市内で孤立死の疑われる異変(生命等の危険な兆候)に気付いた際に「三鷹市安心見守り電話」に連絡する。 市は連絡・相談内容に応じて民生・児童委員や各関係機関と連携して安否確認等行う。	随時	なし	なし	なし	新聞販売店、郵便局、宅配事業者等と協定書を取り交わしている。	地域福祉課 地域ケア推進係 0422-45-1151(代) (内2664)	
	(5)	高齢者電話訪問事業	ボランティアが毎週月・水(AMのみ)・金のいずれかに安否確認と孤独の解消を目的に電話訪問を行う。	週1回	概ね 65	三鷹市在住の一人暮らし高齢者(日中1人暮らし含む)	なし		社会福祉協議会 0422-45-1151(代) (内3540)	
	(8)	ほのぼのネット事業	小学校区の約2分の1ごとに班を置き、地域に住むボランティアがネット員となり日常生活でお困りの方(高齢者や障害者、子育て世代の方など)を対象に見守りやサロン活動を行う。	—	—	—	なし		社会福祉協議会 0422-45-1151(代) (内3540)	
三鷹市見守りネットワーク事業		市民や民間事業者等が市内で孤立死の疑われる異変(生命等の危険な兆候)に気付いた際に「三鷹市安心見守り電話」に連絡する。 市は連絡・相談内容に応じて民生・児童委員や各関係機関と連携して安否確認等行う。	随時	なし	なし	なし		地域福祉課 地域ケア推進係 0422-45-1151(代) (内2664)		

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
三 鷹	—	救急医療情報キット支給事業	高齢者等に対し、かかりつけ医療機関、持病等の緊急時に必要とする情報を保管する救急医療情報キットを支給する。	—	概ね 65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯。日中独居高齢者。1～4級の身体障がい者・愛の手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯	なし		高齢者支援課 0422-45-1151代 (内2627)	三 鷹
		三鷹市あんしんキーホルダー	おおむね65歳以上の方に個別の登録番号を記載したキーホルダーを配布し、携帯してもらうことで、外出先での緊急時等の身元確認や家族への連絡などに活用する。登録内容は、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、緊急連絡先、医療情報など。受け付けは、各地域包括支援センターが行う。	—	原則 65	—	なし		高齢者支援課 0422-45-1151代 (内2621)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
青 梅	(2)	高齢者配食サービス	ボランティア等の協力で週3回まで、昼食を配食し安否確認及び食生活の向上、孤独感の解消を図る。	週3回以内	概ね 65	一人暮らし及び高齢者世帯で心身の機能低下により炊事困難な方	1食 400円		高齢者支援課 0428-22-1111(代) (内2157・2158)	青 梅
	(4)	青梅市見守り支援ネットワーク	新聞配達員やごみ収集業者が業務遂行中において、市内の高齢者世帯等で異常があると察した場合には包括支援センターや市へ連絡いただき、関係機関と連携し、その世帯の安否確認を行う。	—	65	—	なし		高齢者支援課 0428-22-1111(代) (内2157・2158)	
	(5)	電話・訪問による見守り	担当職員が週2回まで電話する。	週2回以内	—	福祉電話貸与者で希望する方	なし		高齢者支援課 0428-22-1111(代) (内2157・2158)	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯	区分別費用負担あり 本人非課税者:なし		高齢者支援課 0428-22-1111(代) (内2157・2158)	
<参 考>										
青 梅	—	青梅市見守り支援ネットワーク	公的機関、民間事業所、民生委員、自治会等関係機関の連携を図り、各組織等が把握する情報を共有し、地域全体で高齢者を見守るネットワークを構築し、定期的な情報交換や、ケース検討を実施していく。	異常が認められた時	—	—	なし		高齢者支援課 0428-22-1111(代) (内2157・2158)	青 梅

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
府 中	(3)	おはようふれあい事業	乳酸菌飲料を届け、声かけにより安否の確認をする。	週3日	70	病気がちな一人暮らしで安否の確認が必要な方	なし	社会福祉協議会へ補助	社会福祉協議会 042(334)3040	府 中
	(4)	地域の見守り協定締結	新聞販売同業組合、ごみ収集業者等と見守りに関する協定を締結し、日常業務において地域の高齢者、障害者、生徒・児童その他市民にさりげない見守りを行い、異変を察知した際には市や地域包括支援センターに連絡を入れる。	—	—	—	なし		高齢者支援課 042(335)4537	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	疾病による発作等により緊急事態に陥ったとき、救急通報機器等を用いて通報することにより、民間事業者に通報できる装置を設置する。 希望者に、救急通報システム機器本体に加え、火災安全システムや生活リズムセンサーを設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯で常時注意を要する疾病を有する方	なし		高齢者支援課 042(335)4537	
				—	70	①70歳以上の単身世帯 ②75歳以上のみ世帯	システム本体:838円/月 火災安全システム: 124円/月 生活リズムセンサー: 153円/月			
(8)	府中市高齢者見守りネットワーク事業	高齢者を地域でゆるやかに見守り、支援するために、住民や事業所などが日常生活や業務の中でちょっとした気づきを、地域包括支援センターに連絡していただき、相談や安否確認等支援に繋げていく。	—	その他	見守りが必要な高齢者を見守る中で、必要に応じ連絡や相談を地域包括支援センターに報告するシステムのため、世帯構成要件はなし。	なし		高齢者支援課 042(335)4537		

< 参 考 >

府 中	—	避難行動要支援者対策(災害時要援護者支援)事業	要支援者の所在情報等を把握するための「避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿」の登録者等に「救急医療情報キット」を配付し、災害発生時や救急時に備える。	—	—	①75歳以上の単身又は75歳以上のみ世帯の方 ②要介護3以上の方 ③次のいずれかの手帳を所持している方で、障害者のみ世帯の方 ・肢体不自由者 1から3級 ・視覚障害者 1・2級 ・呼吸器機能障害者 1級 ・愛の手帳 1から3度 ・精神保健福祉手帳 1から3級 ④長時間独居など、上記と同様な状況にあると認められる方	なし		高齢者支援課 042(335)4537	府 中
-----	---	-------------------------	---	---	---	---	----	--	------------------------	-----

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
昭 島	(1)	高齢者実態調査	一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯を対象に、地区民生委員が声かけ等を行うとともに緊急時の連絡先等についてお伺いしておく。	年1回	70	一人暮らしを含む満65歳以上と65歳以上の前年度に転入した高齢者世帯	なし	社会福祉協議会に委託	介護福祉課 042-544-5111(代) (内2172)	昭 島
		高齢者訪問	一人暮らし高齢者に民生委員がお米券を持って訪問し、安否を確認する。	年1回	70	一人暮らし高齢者			社会福祉協議会 042-544-0388	
	(2)	高齢者食事サービス	社会福祉協議会に委託し、社会福祉法人が民間に発注(昼食)	週5回まで (1日1食)	70	要介護度1以上 一人暮らし等	1食 400円	社会福祉協議会に委託	介護福祉課 042-544-5111(代) (内2159)	
	(3)	高齢者見守りネットワーク事業	乳酸菌飲料の配達員が配達中に高齢者等の異常を発見した場合、市や地域包括支援センターに情報提供等を行う。	通年	65	65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方	なし		介護福祉課 042-544-5111(代) (内2159)	
	(4)	高齢者見守りネットワーク事業	新聞配達員が配達中に高齢者等の異常を発見した場合、市や地域包括支援センターに情報提供等を行う。	通年	65	65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方	なし		介護福祉課 042-544-5111(代) (内2159)	
	(5)	電話・訪問による見守り	電話相談員が週1回程度電話する。	週1回	65	65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方	なし		介護福祉課 042-544-5111(代) (内2159)	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	住宅用の通報機器の設置を行う。消防署方式と民間方式の二方式がある。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯 通報リスクの高い疾病を持つ方 (例:心臓病などの慢性的発作性の疾患を持つ方) ※電磁調理器の給付は、台所で炊事が困難な心身の疾患を持つ方	所得に応じ初回取付時に 10,110円の自己負担あり		介護福祉課 042-544-5111(代) (内2159)	
	(8)	昭島市高齢者見守りネットワーク事業	(1)安否の確認のための見守り・声かけ活動 (2)緊急時の連絡通報活動 (3)日常生活に関する相談活動 (4)福祉サービスの利用に関する支援活動	—	65 その他	単身世帯 65歳以上のみの複数人世帯 特定の高齢者のみを見守り対象としていない	なし		介護福祉課 042-544-5111(代) (内2159)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
昭 島	—	救急医療情報キット配布事業	高齢者に対する救急時に医療活動を支援するため、救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報キットを配布する。	通年	65	①65歳以上の単身世帯の方 ②65歳以上の者のみの世帯に属する方 ③その他市長が必要と認める方	なし		介護福祉課 042-544-5111(代) (内2157)	昭 島

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
調 布	(1)	友愛訪問員訪問	友愛訪問員が利用者宅を訪問し、話しをすることで、孤独感の緩和、安否確認等事故の未然防止を図る。	週1回	65	一人暮らし高齢者または家庭内において日中一人暮らし高齢者など	なし		社会福祉協議会 042(481)7693	調 布
	(2)	高齢者配食サービス	昼食・夕食を届け、安否確認を行う。	要支援2以上 週14食まで 要支援1 週7食まで 非該当・未申請 週3食まで	65	一人暮らし又は高齢者世帯で心身の状況から買物や炊事が困難な方	1食 500円		高齢者支援室 042-481-7111(代) (内7150)	
		有償在宅福祉サービス事業「食事サービス」	低栄養の改善、安否確認(見守り)を行いながら、より豊かに在宅生活を送れるよう支援する。また、家族介護者の負担を軽減する等。	365日 昼・夕	概ね 65	日常生活上、支障のある高齢者等	1食 750円 別途会費 1,000円/月	ソーシャルワーカー(社会福祉士等)の専門職が関わり、相談・アセスメント・モニタリングを行うなど、継続的、包括的な支援を行っている。また、調理・配達は地域住民が担い手として事業に関わり、サービスを提供している。	ゆうあい福祉公社 042(481)7711	
	(3)	見守りあんしん訪問事業	乳酸菌飲料販売業者販売員(ヤクルトレディ)が自宅に乳酸菌飲料(ヤクルト)を直接手渡しすることにより安否確認を行う。	週2回 (月・木曜日)	70	一人暮らし高齢者、日中一人暮らし高齢者など見守りが必要と判断される方	なし		社会福祉協議会 042(481)7693	
	(4)	ふれあい収集	家庭ごみを排出場所まで持っていくことが困難な方を対象に、玄関先までごみの収集に訪問し、ごみ出しの状況で安否確認を行う。	週2回	—	①要介護1以上の認定を受けた方のみで構成されている世帯 ②身体障害者手帳1・2級の手帳を交付された方のみで構成されている世帯 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳を交付された方のみで構成されている世帯 ④その他、①②③に準ずると認められる世帯	なし	※事前調査・審査あり	ごみ対策課 042-306-8200	
	(5)	電話訪問事業	ほのぼの電話訪問 週に1回電話訪問員が電話をかけ、話をする事により高齢者の孤独感の緩和や安否確認等事故の未然防止を図る。	週1回	70	概ね70歳以上一人暮らし高齢者、日中ひとり暮らし高齢者など見守りが必要と判断される方	なし		社会福祉協議会 042(481)7693	
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	専用通報機とペンダント型ベルを貸与する。	—	65	一人暮らし、高齢者世帯及び日中一人となる世帯で、心疾患等のため日常生活を営む上で常時注意を要する方又は75歳以上一人暮らしの方	なし		高齢者支援室 042-481-7111(代) (内7150)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
調 布	—	高齢者救急医療情報キット 給付事業	在宅の高齢者に対し、救急時に 必要となる医療情報等を冷蔵庫 に保管するための救急医療情 報キットを給付する。	—	65	—	なし		高齢者支援室 042-481-7111(代) (内7150)	調 布
		調布市見守りネットワーク 事業「みまもつと」	市内の一人暮らしの高齢者、障 害者等、支援が必要な方々が、 住みなれた地域で安心して暮ら し続けられるよう、地域支え合い の福祉の実現を目指して、地域 包括支援センターを核として、地 域住民、関係機関、協力団体及 び市が相互に連携し合うネット ワーク	—	65	高齢者 その他 市内の障害者、生活困窮者など	なし		高齢者支援室 042-481-7111(代) (内7150)	

区市町村名	種別区分	事業名	実施内容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	所管課	区市町村名
					年齢 歳以上	その他の要件				
町田	(1)	高齢者見守り訪問	高齢者に関わる相談窓口の情報や緊急連絡カードを掲載したお知らせを、民生委員が持って訪問し安否確認を行う。	年1回	75		なし		高齢者福祉課 042-722-3111(代) (内3412~3417)	町田
	(2)	自立支援配食ネットワーク事業	配食サービスを手段として、在宅高齢者の安心の確保と栄養状態の改善・維持を図る。	・要介護1~3週3回 ・要介護4,5週5回	65	65歳以上の独居または高齢者世帯で、要介護1~5の認定保持者	1食 500円~600円		高齢者福祉課 042-722-3111(代) (内3412~3417)	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	緊急時に機器本体又はペンダント型の通報ボタンを押すことにより、救急車の出動要請等を行う緊急通報機器を貸与する。	—	65	独居または高齢者世帯で、慢性疾患の発作等により、日常生活を送るうえで常時注意を要する状態の方	8943円 住民税非課税者:なし		高齢者福祉課 042-722-3111(代) (内3412~3417)	
	(8)	町田市高齢者見守り支援ネットワーク	見守りの必要な高齢者に対し、高齢者の異変に早めに気づき、必要な支援を行うための見守り活動を実施する。地域の活動を支える町内会・自治会や高齢者支援センター等の関係機関によるネットワークを構築し、地域の人々同士が支え合い、誰もが安心して長く暮らし続けられる地域づくり・まちづくりを進めていく。 町田市内で営業し、業務上高齢者に関わることが多い事業者と協定を結び、日常業務の中で、高齢者の異変に気付いた際に、市又は高齢者支援センターへ通報する。	随時	65 その他	65歳以上の在宅高齢者	なし		高齢者福祉課 042-722-3111(代) (内3433)	
<参考>										
町田	—	あんしんキーホルダー事業	高齢者の氏名、住所、緊急連絡先などの情報を、担当する地区の高齢者支援センターに事前に登録し、登録番号入りのキーホルダーを所持することで、万が一外出先で突然倒れたり、事故に遭遇し救急搬送された際に、搬送先の病院や保護をした警察などが迅速に高齢者の情報を確認できるようにする。	—	概ね 65	概ね65歳以上の在宅高齢者	キーホルダー登録料:200円	高齢者支援センターで実施	高齢者福祉課 042-722-3111(代) (内3429)	町田

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
小金井	(1)	友愛訪問事業	地域との交流に乏しい、一人暮らし高齢者等の自宅を、週1回訪問又は電話訪問することにより、一人暮らし高齢者等の孤独感の解消と事故の未然防止を図ることを目的とする。	—	65 60	一人暮らし等の高齢者世帯 原則:65歳以上 例外:60歳以上	なし		介護福祉課 042-383-1111(代) (内3322)	小金井
	(3)	ひと声訪問	見守りの必要な一人暮らし又は高齢者のみの世帯に対し、1世帯につき週に3回牛乳または、コーヒー牛乳を支給することにより、安否の確認を図る。	週3回	65	以下に該当する方 ・見守りの必要な一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方 ・非課税世帯に属する方	なし		介護福祉課 042-383-1111(代) (内3322)	
	(7)	救急通報システム	東京消防庁等に通報できる通報機を貸与する。	—	65	慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで常時注意を要する状態の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方	原則なし		介護福祉課 042-383-1111(代) (内3321)	
	(8)	小金井市高齢者地域福祉ネットワーク支援事業	民生委員が地域の高齢者の実態調査を行い、必要に応じて近隣協力者等による見守り・援護ネットワークを構築する。	必要時に適宜 訪問 調査	75	・一人暮らし ・日中一人暮らし ・高齢者世帯 ・介護を必要とする高齢者がいる世帯	なし		介護福祉課 042-383-1111(代) (内3323)	

<参 考>

小金井	—	ふれあい収集事業	ごみ出しが困難な世帯や身近な方の協力を得ることが困難な世帯を対象に戸別に訪問し家庭ごみを収集する。	週1回	—	・要介護認定3以上の高齢者のみの世帯。 ・身体障害者手帳2級以上の障害のある方のみの世帯。 ・精神障害者保健福祉手帳1級の障害のある方のみの世帯。 ・愛の手帳2度以上の障害のある方のみの世帯。 ・その他市長が必要と認める世帯	利用料:なし 指定収集袋:有料		ごみ対策課 清掃係 042-383-1111(代) (内3205)	小金井
	—	救急医療災害支援情報キット給付事業	在宅の高齢者、障害者等に対し、救急及び災害時に必要となる医療情報等を保管する情報キットを給付し、救急及び災害時に適切な医療、支援を受けられる環境を整備する。	必要に応じて 適宜	—	75歳以上高齢者一人暮らし及び高齢者のみ世帯で、民生委員・児童委員が行う高齢者福祉ネットワークに登録している方。要介護3以上の方。身体障害者手帳1級又は2級の方、愛の手帳1度又は2度の方、精神障害者保健福祉手帳所持者の方、難病者福祉手当受給者等	なし		地域福祉課 042-383-1111(代) (内3931)	
	—	見守りシール事業	在宅徘徊高齢者が行方不明になったときに、発見者から直接家族等に通報ができるよう、家族等に自動的につながるフリーダイヤル及び個人ID(個人を識別するための符号をいう。)を記載したシールを付与する。	—	65	本市に住所を有する在宅徘徊高齢者	年間3,600円 生活保護受給者は無料		介護福祉課 042-383-1111(代) (内3323)	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
小 平	(1)	小平市高齢者見守り事業	地域包括支援センターにて一人暮らし等の高齢者で見守りを希望する人に対し定期的に訪問し、実態把握及び必要な見守りを実施する。	年4回程度	65	単身及び高齢者のみ世帯で、介護保険等のサービスを受けていない方	なし		高齢者支援課 042-341-1211(代) (内2571)	小 平
		介護予防見守りボランティア事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域の中でさりげない見守りを行い、さらに見守りボランティアとして高齢者が活動することで自身の介護予防にもつなげていく。	随時		対象者は、65歳以上の高齢者				
	(2)	高齢者訪問給食サービス	社会福祉法人及び民間業者に調理・配送を委託し、配達時に安否確認を行う。	週4回まで (栄養改善の場合は週7回まで)	65	一人暮らし、高齢者世帯等で安否確認および食事の確保が必要な方	1食 560円 住民税非課税世帯:430円		高齢者支援課 042-341-1211(代) (内2571)	
	(3)	おはようふれあい訪問	一人暮らしの高齢者宅へヤクルトを手渡しし、孤独感の解消を図るとともに見守りを行う。	—	70	一人暮らし高齢者	なし		社会福祉協議会 042-345-0691	
	(5)	電話・訪問による見守り	電話訪問員が電話訪問を行う。	—	70	70歳以上 一人暮らし高齢者の方	なし		社会福祉協議会 042-345-0691	
	(7)	高齢者救急代理通報システム事業	緊急時にボタン1つで民間事業者の受信センターに通報できる機器を設置する。	—	65	ひとり暮らし等の高齢者で、身体上の慢性疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意を要する方	救急代理通報システム＋火災センサー:550円 救急代理通報システムのみ:460円 救急代理通報システム＋生活リズムセンサー:590円 救急代理通報システム＋火災センサー＋生活リズムセンサー:680円 住民税非課税世帯:なし		高齢者支援課 042-341-1211(代) (内2572)	
	<参 考>									
小 平	—	救急医療情報キット配付事業(避難行動要支援者避難支援体制の整備事業)	避難行動要支援者登録名簿に登録された方にキット・情報カードを配付	—	—	—	なし		生活支援課 042-341-1211(代) (内2512)	小 平
		小平市見守りネットワーク会議	地域の高齢者の見守り体制を構築するために小平市見守りネットワーク会議を行い、関係者間の連携を強化する。	随時	65	—	なし		高齢者支援課 042-341-1211(代) (内2572)	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
日 野	(1)	「ふれあい見守り推進員」による見守り	地域のボランティアである「ふれあい見守り推進員」が定期的、または不定期的に地域の見守りを行う。	—	概ね 65	あらかじめ登録した見守りを希望する高齢者(定期的見守り) 不特定の高齢者(不定期的見守り)	なし	目安は週に1度の外からの見守り、月に1度の訪問での声かけ 不特定の見守りは随時	高齢福祉課 042(514)8496	日 野
	(2)	高齢者食事宅配サービス(昼食)	バランスの良い安全な昼食提供することで食の確保と安否の確認を行う。日野市社会福祉協議会に委託	週6回	概ね 65	一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等で、病気・老衰のため買物や調理が困難な方	1食 450円		高齢福祉課 042(514)8495	
		高齢者食事宅配サービス(夕食)	バランスの良い安全な夕食を提供することで食の確保と安否の確認を行う。NPO法人に委託	週6回			1食 840円		高齢福祉課 042(514)8495	
	(4)	高齢者見守り支援事業(可燃ごみ収集)	週2回の可燃ごみ収集日にごみ収集事業者が排出の有無を確認する。3回連続して排出がない場合は、地域包括支援センターへ連絡をする。又、各対象者のごみの排出状況を取りまとめて報告する。	週2回	概ね 65	—	なし		高齢福祉課 042(514)8496	
		高齢者声掛け支援事業(可燃ごみ収集)	地域包括支援センター指定の世帯において、可燃ごみ排出日(週2回)にごみ収集事業者が声掛けを行い、ごみの回収と安否確認を行う。ごみの排出が行われていない場合や不在の際に、センターが指定する方法で報告する。			—	なし			
		「協力事業所」による見守り	高齢者の見守りに協力できる事業所に登録を依頼。客や近隣住民の異変を発見した際に地域包括支援センターに通報してもらう。			—	—		なし	
	(7)	高齢者救急代理通報事業	家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を使用すると、民間事業者を経由して、東京消防庁へ通報することにより、救急車が出勤し、高齢者の救護等を行う。	—	65	一人暮らし又は夫婦等の世帯の高齢者で、身体上の慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を要する方	機器の設置料:15,800円 ※令和4年4月より17,380円に変更予定 介護保険料所得段階区分1～5段階の者:なし		高齢福祉課 042(514)8495	

区市町村名	種別区分	事業名	実施内容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	所管課	区市町村名
					年齢 歳以上	その他の要件				
日野	(8)	住宅確保要配慮者見守り機器設置費補助	ハローライトを設置する民間賃貸住宅のオーナー等に対し機器の設置代金の一部を補助	-	60	(1) あんしん住まいる日野の住宅相談を行った者又はこれと同等の状態にある者であること。 (2) 市内の民間賃貸住宅に居住する独居者であること。 (3) 住宅確保要配慮者であって、高齢者若しくは障害者であること又は孤独死等が生じる恐れがあると認められること。 (4) 対象者以外に見守り機器が発する情報を受け取れる者がいること。	機器の設置料:20,000円まで		都市計画課 042(514)8371	日野
		高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう地域コミュニティの中で共に見守り、支え合う仕組みを構築する。 1(1)高齢者の生活実態を把握するための郵送による調査(はつらつ・あんしん調査)を奇数年齢の高齢者を対象に毎年実施。調査票未返送者には民生委員が個別に訪問し、調査票の返送の促しと安否等の確認を行う。 1(2)見守り希望者と、見守りボランティアとして登録した「ふれあい見守り推進員」をマッチングさせ、1対1の見守りを行う。また、「ふれあい見守り推進員」が日常生活の中で不特定の高齢者の気にかけてを行う。様々な事業者を「見守り協力事業所」として登録し、業務の中で高齢者の気にかけてや異変の早期発見を行う。 1(3)安否確認・緊急対応型=警察、消防、郵便局、ごみ回収業者などと連携し、業務の中で高齢者の異変の早期発見を行う。 ※1(1)、1(2)、1(3)共に異変を発見した場合には、地域包括支援センターに情報が入る仕組みとなっている。	1については週1回	概ね65		なし	高齢福祉課 042(514)8496		

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
日 野	—	粗大ごみふれあい収集事業	高齢者・障害者のみの世帯で運び出しが困難な場合に、室内からの運び出しを無料で実施	—		高齢者・障害者のみの世帯で運び出しが困難な場合に、室内からの運び出しを無料で実施(1回の排出で3点まで)	なし		ごみゼロ推進課 042(581)0444	日 野
		ハンディキャップシール・ボックス事業	ハンディキャップ等のため、ホームヘルパー等の手伝いが必要とされる方のごみ排出を円滑に行う。	—		ごみ出しが困難な場合に、ハンディキャップシール・ボックスを使用することによって、指定日以外の排出が可能	なし		ごみゼロ推進課 042(581)0444	
		「あんしん電話表」の配布	3年に1度75歳以上の方に、「あんしん(緊急)電話表」を送付。それ以外の年は、年齢到達者及び転入者に電話表を送付する。電話表送付後は、民生委員が可能な範囲で対象者宅を戸別訪問し、記入状況や保管状況の確認を行う。	年1回	75	在宅高齢者	なし		高齢福祉課 042(514)8496	

区 市 町村名	種別 区分	事業名	実施内容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
東村山	(1)	老人相談員事業	地域社会との交流に乏しいひとりぐらし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯等に対し、老人相談員(民生委員兼務)が訪問し、高齢者の孤独感の解消及び事故の未然防止並びに地域社会との融和を図る活動を行う。	1回/年の緊急連絡先調査のほか必要に応じて随時	①75歳以上 ②80歳以上	①一人暮らし ②高齢者のみの世帯	なし	民生委員に委嘱	健康増進課 高齢者支援係 042-393-5111代 (内3146・3147)	東村山
	(2)	高齢者配食サービス	在宅の高齢者を訪問し、週5回定期的に栄養のバランスのとれた食事(夕食)を手渡しで提供することにより、一人暮らし等の高齢者の健康状態や安否の確認を行い、健康の維持に寄与することを目的とする。食の自立支援の観点から、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づき実施している。また、緊急時には地域包括支援センター等の関係機関と連絡調整を行う。市内の社会福祉法人及び民間業者に調理・宅配を委託している。	週5回	65	65歳以上の一人暮らし 70歳以上の高齢者世帯	1食 550円		健康増進課 事業係 042-393-5111代 (内3216)	
	(4)	高齢者等見守り事業	高齢者等の見守り支援を実施するため、ライフライン事業者や民間事業者と高齢者等の見守り活動に関する協定を締結し、日常業務の中で異変を感じた場合に市に連絡をする。また年に1回程度、連絡会を開催し情報共有を図っている。	—	—	異変通報があった場合には、高齢者以外であっても安否確認を実施している。	なし	例)東村山市環境整備事業協同組合ではゴミが3回以上出でない場合等に市内地域包括支援センターや市へ通報をする	地域福祉推進課 042-393-5111代 (内3183)	
	(7)	高齢者救急代理通報・住宅火災代理通報システム事業	高齢者が自宅で緊急事態(体調の悪化等)に陥った際に、電話回線に設置した専用機器のボタンを押すと警備会社に通報できるシステムを提供する。	—	65	次の要件をすべて満たすかた ○市内在住の65歳以上の1人暮らしのかた、又は65歳以上の高齢者のみで構成する世帯のかた ○身体上慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで常時注意を要するかた ○年間合計所得が200万円未満のかた	○300円/月 ○住民税非課税世帯:なし		健康増進課 事業係 042-393-5111代 (内3213)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
東村山	(8)	生活支援活動団体補助事業	高齢者の地域における自立した日常生活を支援するための事業を行う団体に対し、当該事業に要した費用への補助を行う。	—	65	次の要件をすべて満たす団体 ○市内在住の65歳以上の者5人以上で構成されていること。 ○規定の補助対象事業※の継続的な実施の見込みがあること。 ○東村山市地域包括支援センター、関係行政機関及び他の団体との連携及び交流を図る見込みがあること。 ※規定の補助対象事業 ・高齢者の孤立化若しくは孤独死の防止又は居場所づくり若しくは仲間づくりを行う事業 ・運動、栄養又は口腔機能に係る介護予防に関する事業 ・認知症予防に関する事業 等	なし		健康増進課 健康寿命推進係 042-393-5111(代) (内3138)	東村山
		認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識をもち、認知症のかたや家族を温かく見守る等の手助けをする「認知症サポーター」を養成する講座を実施する。	—	—	全市民 市内在勤者	なし			
		行方不明高齢者等検索メール配信	認知症による徘徊等により、行方不明となった高齢者の情報(希望者のみ)を、事前に登録していただいた受信希望者に対し、メール配信を行い、日常生活の中で気づいた情報の提供を促す。	—	—	メール受信登録希望者	なし			

区 市 町 村 名	種 別 区 分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年 齢 歳 以 上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
東村山	—	救急医療情報キット	老人相談員事業と連携し、ひとり暮らし高齢者に緊急安心キット(緊急連絡先や医療情報等を記載する緊急安心カード、表示シール、円筒形プラスチック容器)を配布することで、管内の消防署・警察署、各圏域の地域包括支援センター及び当市社会福祉協議会と連携し、救急時の迅速な救命活動を図る。	— 随時	75歳以上	一人暮らし高齢者世帯等	なし		健康増進課 高齢者支援係 042-393-5111(代) (内3146・3147)	東村山

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
国分寺	(7)	高齢者等見守り協定事業	市民の住居を定期的に配達、検針等で訪問する事業者と「国分寺市高齢者等見守り活動に関する協定」を締結。協定事業者は、日常業務において、市内の高齢者等に見守りを行い、行政の支援が必要であると認められる異変を発見した場合には、市に連絡をする。	—	—	—	なし		高齢福祉課 042-321-1301	国分寺
		高齢者救急通報システム事業	一人暮らし、または高齢者のみの世帯の方が急病など緊急の際に通報できる機器を設置	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯	課税状況により負担			
<参 考>										
国分寺	—	ふれあい訪問収集	高齢者、障害者等が日常生活において家庭廃棄物の排出を行うときの負担の軽減を図り、これらの者の在宅での生活を支援するため、ふれあい訪問収集を実施。粗大ごみ以外のすべてのごみ(もやせるごみ、もやせないごみ、資源物、有害ごみ)を収集する。	週2回以内	—	①～⑤に該当する方のみで、身近な協力が得られない世帯。①要介護認定を受けている ②身体障害者手帳所持 ③愛の手帳所持 ④難病医療証所持 ⑤精神通院医療に係る自立支援医療受給者証所持	なし		環境対策課 042-300-5300	国分寺

区市町村名	種別区分	事業名	実施内容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	所管課	区市町村名
					年齢 歳以上	その他の要件				
国立	(2)	高齢者食事サービス	調理・宅配・安否確認を業者(NPO法人、社会福祉法人、民間事業者)に委託	週7回まで	65	介護保険の認定を受けている方で、一人暮らし、高齢者世帯、日中独居等の世帯で買物または炊事が困難な方	各委託事業者が設定した金額より市助成額400円を差し引いた額		高齢者支援課 042-576-2111(代) (内785)	国立
	(3)	ふれあい牛乳支給事業	牛乳・ヨーグルト・コーヒー牛乳を週3本配達することにより安否の確認、孤独感の解消を図る。	週3回	70	一人暮らし	なし		高齢者支援課 042-576-2111(代) (内785)	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみ世帯の方で慢性疾患があるため日常生活を営むうえで常時注意が必要な方、または、70歳以上の一人暮らしの方	9,030円(初回) 住民税非課税世帯:なし		高齢者支援課 042-576-2111(代) (内785)	
	(8)	高齢者見守りネットワーク事業(高齢者見守りネットワーク会議)	3日程新聞が取られていない等、異常が認められた場合、各新聞店や協定先、会議参加団体より地域包括支援センターへ情報提供を行う。	異常が認められた時	その他	異常の心配があると認められた高齢者の方	なし		高齢者支援課 042-576-2111(代) (内153・169)	
<参考>										
国立	—	高齢者救急医療情報キット事業	在宅の高齢者に対し、救急時に必要となる医療情報等を冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットの作成・使用方法を広報。	—	—	高齢者向けではあるが年齢要件なし	なし		高齢者支援課 042-576-2111(代) (内785)	国立

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
福 生	(2)	高齢者配食サービス	社会福祉協議会で調理し、ボランティアが宅配(普通食)	週2回(水・金)	概ね 65	一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、買物、炊事が困難な者	1食 400円		介護福祉課 042-551-1511(代) (内2642)	福 生
			民間業者が調理、宅配 (①普通食②健康ボリューム食 ③カロリー塩分調整食④やわらか食)	週2回(月～土)						
	(7)	高齢者救急直接通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯慢性疾患等により常時注意を要する方協力員(3名程度)を確保できる方	設置費用の1割 住民税非課税世帯:なし		介護福祉課 042-551-1511(代) (内2642)	
		高齢者救急代理通報システム事業	無線発信器等を設置し、緊急事態に陥った時、民間の受信センターに通報し24時間体制でスタッフが対応し、救急車の要請や人員の派遣を行う。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯慢性疾患等により常時注意を要する方	月額基本利用料の2割			
	(8)	福生市高齢者見守り事業	高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、在宅介護支援センターにより見守りを行う	—	80	—	なし		介護福祉課 042-551-1511(代) (内2642)	
			高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、民生委員・社会福祉協議会等により見守りを行う	—	65					
<参 考>										
福 生	—	見守りに関する協定	郵便局員、生命保険会社、生活協同組合、住宅供給公社、水道局等の職員が業務中に異変を発見した際に地域包括支援センター等に情報提供を行う協定を締結	—	65	—	なし		介護福祉課 042-551-1511(代) (内2662)	福 生
		見守り協力依頼	電気会社、ガス会社、新聞販売店、燃料販売店等の業務中に異変を発見した際に地域包括支援センター等に情報提供をしてもらえるよう協力依頼をしている。	—						
		救急医療情報キット配布事業	高齢者等を対象に、救急医療に備え医療情報を保管する容器を配布	—	—	①65歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている方	なし	介護福祉課 042-551-1511(代) (内2643)		

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
狛 江	(2)	高齢者配食サービス	調理、宅配、安否確認を業者に委託	要支援 週2回まで 要介護 週7回まで	65	身体又は精神機能の低下により食事の確保が困難な一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する要支援1以上の者	1食 500円 (介護保険料所得 段階が第1・第2 段階の者:400円)		高齢障がい課 03-3430-1111代 (内2222~3)	狛 江
	(4)	高齢者居宅内ごみ出しサポート事業	居宅内からごみ置き場への日常的なごみ出しを、原則週5回を超えない範囲で可燃ごみに限り行う。令和3年度より、資源ごみも対象としている。	週5回を超えない範囲。	65	本人の居宅に居住する者のいずれか、または訪問介護や生活援助を利用することで居宅内のごみをまとめられる者で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb以上または、地域包括支援センター職員、介護支援専門員(ケアマネジャー)又はケースワーカーのいずれかの者が作成した狛江市高齢者居宅内ごみ出しサポート事業意見書に基づき、市長が特に必要があると認める者で、かつごみをごみ置き場へ排出できない状況がおおむね2週間以上続いている者、または、障がい高齢者の日常生活自立度がB2以上または、地域包括支援センター職員、介護支援専門員(ケアマネジャー)又はケースワーカーのいずれかの者が作成した狛江市高齢者居宅内ごみ出しサポート事業意見書に基づき、市長が特に必要があると認める者で、かつ自力でごみをごみ置き場へ排出することができない者または著しく困難であると認められる者のうち、65歳以上のみで構成された非課税の世帯のもの。	なし		高齢障がい課 03-3430-1111代 (内2222~3)	
	(5)	電話・訪問による見守り	ボランティアによる週2回の電話訪問を行う。	—	65	一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、外出困難な障がいを持つ者など地域社会から孤立しがちな者	なし		社会福祉協議会 03(3488)0294	
	(7)	高齢者救急代理通報システム	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者に通報できる無線発報装置等及び日常生活において在宅者の異変を感知し、通報する生活リズムセンサーを設置する。	—	75	一人暮らしの高齢者で、心臓疾患等の慢性疾患がある者	300円(消費税別)/月 住民税非課税者:なし		高齢障がい課 03-3430-1111代 (内2222~3)	
	(8)	高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業	日常業務の中で、高齢者の異変や生活上の支障等に気付いた場合に、市役所又は地域包括支援センターへ情報を提供する協定を事業者と締結する。	随時	65	—	なし		高齢障がい課 03-3430-1111代 (内2222~3)	
<参 考>										
狛 江	—	高齢者地域相談事業	高齢者地域相談室を設置し、地域の高齢者の相談に応じるほか、独居世帯等の訪問を実施	—	65	高齢者等	なし		福祉相談課 03-3430-1111代 (内2273)	狛 江

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
東大和	(1)	見守り・声かけ活動	高齢者が地域で安心して暮らせるように、地域ごとに組織化して見守りや声かけをボランティアで行う。	月1～4回	概ね 65	一人暮らし 高齢者世帯 日中高齢者のみの世帯	なし		福祉推進課 042-563-2111代 (内1131)	東大和
		高齢者見守りぼっくす事業	高齢者見守り相談窓口を設置し、高齢者からの相談受付や生活状況の把握、関係機関と連携しながらネットワークを構築し、支援を行う。	—	65				高齢介護課 042-563-2111代 (内1176)	
	(2)	高齢者等安心見守り・食事サービス	調理・宅配は業者に委託	年末年始を除く 毎日	65	一人暮らし 高齢者世帯 日中これらに準ずる世帯で買物、炊事が困難な方	(1食) 一般:500円 生活保護:370円		高齢介護課 042-563-2111代 (内1176)	
	(3)	東大和市子ども・高齢者見守りネットワーク ～大きな和～	乳酸菌飲料や牛乳の配達員等が、配達時に異変を感じた場合、社会福祉協議会を経由し、支援対応機関に連絡する。	—	概ね 65	単身世帯 日中独居世帯 65歳以上のみの複数人世帯 65歳以上がいる複数人世帯 ※子ども及び子育て家庭の見守りに含む。	なし		子育て支援課 042-563-2111代 (内1766) 高齢介護課 (内1176)	
	(4)	東大和市子ども・高齢者見守りネットワーク ～大きな和～	新聞配達員・郵便配達員等が配達時等に異変を感じた場合、社会福祉協議会を経由し、支援対応機関に連絡する。	—	概ね 65	単身世帯 日中独居世帯 65歳以上のみの複数人世帯 65歳以上がいる複数人世帯 ※子ども及び子育て家庭の見守りに含む。	なし		子育て支援課 042-563-2111代 (内1766) 高齢介護課 (内1176)	
	(7)	緊急通報システム	緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	消防庁方式:慢性疾患等で常時注意を要する一人暮らし高齢者等 民間方式:①単身世帯 ②高齢者のみ世帯 ③日中独居世帯	<消防庁方式> 設置費用の1割 住民税非課税世帯:なし <民間方式> 生活保護世帯:月500円 (消費税別) 住民税非課税世帯:月750円(消費税別) 住民税課税世帯:月1,250円(消費税別) *慢性疾患等で常時注意を要する方は減額措置あり。		高齢介護課 042-563-2111代 (内1176)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
東大和	(8)	東大和市子ども・高齢者見 守りネットワーク ～大きな 和～	高齢者が地域で安心して暮ら せるように、市内で活動する事業者 が日常業務を通じて見守りを行 う。	—	概ね 65	単身世帯 日中独居世帯 65歳以上のみの複数人世帯 65歳以上がいる複数人世帯 ※子ども及び子育て家庭の見守りに含 む。	なし		子育て支援課 042-563-2111(代 (内1766) 高齢介護課 (内1176)	東大和
		高齢者見守りぼっくす事業	高齢者の在宅生活の安心を確 保するため、その生活実態の把 握や、関係機関との連携による 高齢者に対する見守りを行い、 緊急通報システムを活用した緊 急時の対応を行うとともに、高齢 者等からの相談に応じ、必要な 支援を行う。	—	65	単身世帯 高齢者のみ世帯 日中独居世帯	なし		高齢介護課 042-563-2111(代 (内1176)	
<参 考>										
東大和	—	119カードの配布	救急車の要請時に必要な情報 を救急隊などに伝えるための カードとして、概ね65歳以上の 高齢者等、希望する方へ配布す る。	通 年	概ね 65	概ね65歳以上の在宅高齢者で希望す る方	なし		高齢介護課 042-563-2111(代 (内1176)	東大和

区市町村名	種別区分	事業名	実施内容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	所管課	区市町村名
					年齢 歳以上	その他の要件				
清瀬	(4)	ふれあい収集事業	家庭廃棄物を自ら集積所へ持ち出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、安否の確認を行いながら家庭廃棄物の収集を実施	—	—	①65歳以上の世帯で要介護4以上の者だけで居住の世帯 ②身体障害者手帳2級以上の者だけで居住の世帯 ③その他、必要と認めた場合	なし		環境課 042(493)3750	清瀬
	(5)	電話・訪問による見守り	担当者が毎朝電話訪問安否の確認、各種相談を実施する。	—	65	65歳以上の一人暮らし高齢者	なし	協力機関： 清瀬市社会福祉協議会	社会福祉協議会 042(495)5333	
	(7)	緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯 協力員が確保できる方、または民間委託会社に自宅の鍵を預けられる方 慢性疾患により常に注意を要する方	設置費用の1割 住民税非課税世帯：なし		福祉総務課 042(497)2056	
	(8)	清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業	地域のふれあい協力員が、月1回程度、見守りや訪問により対象高齢者の安否確認を行い、孤立化を防ぐ。地域のふれあい協力機関が日常の業務の中で見守り、心配な高齢者がいた場合に地域包括支援センターへ連絡する。	月1～2回	65 " " その他	単身世帯 日中独居世帯 65歳以上のみの複数人世帯 基本的には65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみ世帯を対象としているが、それ以外の方についても状況に応じて柔軟に対応している。	なし		介護保険課 042(497)2082	

<参考>

清瀬	—	友愛訪問活動	老人クラブの会員等が一人暮らしや寝たきりの高齢者の家庭等を訪問し、話し相手や日常生活の援助等の活動を実践することにより、当該高齢者の孤独の解消を図るとともに、社会活動への積極的な参加を推進する。	随時	—	一人暮らしや寝たきりの高齢者等	なし		福祉総務課 042(497)2056	清瀬
		高齢者アウトリーチ事業	介護認定のない方など、行政と関わりを持ちづらい高齢者へのアプローチを図るため、アンケートを送付し、実態把握を行ったうえで、必要に応じ訪問及び支援に繋げる。	随時	高齢者	行政と関わりのない高齢者 (年齢は実施年度により変更)	なし		介護保険課 042(497)2082	
		救急情報シート配付事業	救急情報シートを配布し緊急時に救急隊へ情報を正しく伝える。	—	概ね65	希望する高齢者や障害者等	なし		福祉総務課 042(497)2056	
		高齢者等見守り事業	高齢者等の見守り支援を実施するため、ライフライン事業者や関係機関と高齢者等の見守り活動に関する協定を締結し、この事業者を含めた見守り連絡協議会を定期的に開催し情報共有を図っている。	随時	概ね65	—	なし		福祉総務課 042(497)2056	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
東久留米	(1)	友愛訪問活動	老人クラブ友愛訪問員による会員間の直接訪問や電話訪問による声かけ・見守り	週1回	概ね 65	一人暮らし	なし		福祉総務課 042-470-7777(代) (内2508)	東久留米
	(2)	配食サービス	原則として1日1食、計週2食を配食することで、安否を確認し、地域社会全体で自立した在宅生活を支援する。	基本は2食 (週4食まで)	概ね 65	市内に住所を有する年齢が概ね65歳以上の独居及び高齢者のみの世帯で、加齢、虚弱若しくは傷病、認知症又は社会的な要因等により見守りを必要とする要生活支援高齢者	1食 500円		介護福祉課 042-470-7777(代) (内2501)	
	(3)	乳酸飲料配布	週4回、栄養補給、安否確認を行う。	週4回	65	一人暮らし 但し、ケアプランを作成した介護サービス(福祉用具を除く)、介護予防サービス(介護予防福祉用具貸与を除く)及び介護予防・日常生活総合支援事業の介護予防・生活支援サービス、みまもりネットワーク事業並びに配食サービス事業の利用者を除く。	なし		福祉総務課 042-470-7777(代) (内2508)	
	(4)	東久留米市みまもりネットワーク事業	個別に契約をしている高齢者以外にも新聞配達員が配達等で異変を感じた場合、地域包括支援センターや市に通報する。	—	65	—	なし		介護福祉課 042-470-7777(代) (内2501)	
	(6)	高齢者救急情報シート配布事業	医療情報や緊急連絡先等を記入し救急時の迅速な連絡調整に役立てる。	—	概ね 65	—	なし		介護福祉課 042-470-7777(代) (内2501)	
	(7)	救急通報システム	緊急時に、電話回線を利用した通報機器を押すことで、東京消防庁に直接通報できる機器を貸与する。	—	65	一人暮らし又は病弱な高齢者のみの世帯で、心臓疾患などで常時注意を要する方 協力員2名(概ね500メートル以内に居住している方)の登録が必要	前年の市民税額が42,000円以下は無償。42,001円以上は、通報機器の設置に要する費用が有償。		福祉総務課 042-470-7777(代) (内2508)	
	(8)	東久留米市みまもりネットワーク事業	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみ世帯でみまもりを要する方を対象にみまもり協力員が「見守り」(遠くからの安否確認【週1回程度】)「声かけ」【月1回程度】を行い、地域包括支援センターがその報告を受けバックアップを行う。	(見守り) 週1回 (声かけ) 月1回	65	単身世帯 (日中独居も含む)もしくは高齢者のみの複数人世帯	なし		介護福祉課 042-470-7777(代) (内2501)	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
武蔵村山	(1)	友愛訪問事業	友愛訪問員が地域社会との交流に乏しい一人暮らし高齢者等の家庭を訪問することにより、高齢者の孤独感の解消及び事故の未然防止等を図る事業	週1回	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯	なし		高齢福祉課 042-590-1233	武蔵村山
	(2)	高齢者食事サービス	調理・宅配・安否確認を業者に委託 (①普通食、②低カロリー食、③ソフト食)	月～金	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	(1食) ①300円 ②400円 ③400円	昼食のみ ※回数は必要に応じて	高齢福祉課 042-590-1233	
	(4)	地域連携推進事業	武蔵村山市内の郵便局員が窓口及び配達業務中に、高齢者等の住民の異常に気付いた際に市に情報提供する。	随時	—	全ての住民	なし	武蔵村山市と市内の郵便局の地域における協力に関する協定の一部として実施	協働推進課 042-565-1111代 (内242)	
	(5)	電話・訪問による見守り	ボランティア相談員が、利用登録している一人暮らし高齢者に定期的に電話をする「訪問電話」と一人暮らし高齢者及び高齢者世帯が利用できる「電話相談」を行う。	週2回程度	概ね 65	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等 (日中独居を含む。)	なし	社会福祉協議会で実施	社会福祉協議会 042(566)0061	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて民間事業者に通報できる発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯	所得状況に応じて 月額0～2,200円		高齢福祉課 042-590-1233	
<参 考>										
武蔵村山	—	高齢者等ごみ出し支援事業	自宅の玄関先からごみ集積場所まで運び出すことが困難な方に対して、ごみを搬出する。	随時	65	他の方の協力が得られない65歳以上の高齢者のみの世帯で、次のいずれかにあてはまる方 ①要介護3～5に該当する方。②認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクⅢa、Ⅲb、Ⅳ又はMに該当する方	なし		高齢福祉課 042-590-1233	武蔵村山
	—	救急医療情報キット	もしもの時の安全と安心を守る取り組みとして、自身の医療情報を記載した容器を冷蔵庫に保管するようお願いし救急隊等に情報を伝達する。	—	65	65歳以上希望者のみの配布	なし		高齢福祉課 042-590-1233	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
多 摩	(1) (5)	高齢者見守り相談窓口事業	高齢者の生活実態の把握を行うとともに、安否確認・見守り体制を構築し、必要に応じて地域包括支援センターと連携して介護・医療・福祉サービスにつなげていく。(高齢者見守り相談窓口事業)	通年	概ね 65	一人暮らし世帯又は高齢者のみで構成する世帯に属する概ね65歳以上の高齢者、日中独居の概ね65歳以上の高齢者、及びその家族(①中部地域包括支援センター圏域:多摩市豊ヶ丘2～6丁目、貝取2～5丁目、南野1丁目、永山2～7丁目 ②北部地域包括支援センター圏域:関戸1～5丁目、一ノ宮、愛宕、東寺方3丁目、和田3丁目、乞田、永山1丁目、貝取1丁目、豊ヶ丘1丁目)	なし		高齢支援課 042-375-8111(代) (内2664)	多 摩
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信機等を用いて通報することにより、民間緊急通報事業者に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者世帯で、慢性疾患を有し、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方	500円/月 生活保護世帯:なし		高齢支援課 042-375-8111(代) (内2665)	
	(8)	協力的事業者による地域見守り協定	事業者が業務中に地域へのさりげない見守りや声かけを行う中で、市民の異変を発見した際に、市や関係機関へ連絡し、対応する。	随時	—	—	なし		福祉総務課 042(338)6839	

< 参 考 >

多 摩	—	救急医療情報キット配布事業	見守り事業の一環として、おおむね65歳以上の高齢者へ救急医療情報キットを配付する。	—	概ね 65	過年度対象者・施設入所者を除く	なし		高齢支援課 042-375-8111(代) (内2665)	多 摩
		見守りキーホルダー貸与事業	緊急時や徘徊保護時に、高齢者本人が身元情報や連絡先情報を発信できない場合に備え、予め情報を登録し、市・地域包括支援センターで保管するとともに、識別番号を記載したキーホルダーを貸与、保持してもらう。	—	概ね 65	(対象者)概ね65歳以上の、認知症又は慢性疾患により、外出時に、自ら情報を発信できない可能性のある方	なし		高齢支援課 042-375-8111(代) (内2665)	
		安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力	居住者の安否確認に係る緊急時対応について連携・協力体制の強化を図るため協定を締結	随時	—	—	なし			
		東京都水道局による要支援者情報の提供に基づく支援	市域内に居住する者のうち、行政による支援が必要と思われる水道局が判断する者について、水道局が保有している個人情報提供を市が受け、必要な支援を適切に行う。	検査時等	—	—	なし			

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
稲 城	(1)	友愛訪問事業	一人暮らし高齢者に友愛訪問員が訪問し、話し合い等を行うことにより、孤独感の解消、事故等に対し未然防止を図ることを目的とする。	月8回	概ね 65	一人暮らし高齢者世帯,高齢者のみ世帯	なし		高齢福祉課 042-378-2111(代) (内222)	稲 城
	(2)	配食サービス	夕食を手渡しして、安否確認や、コミュニケーションをとり交流を持つことを目的とする。	週5回	65	高齢者・退院直後の方・産前産後の方・障がい者の方など食事作りが困難な方	1食 620円	社会福祉協議会へ補助	社会福祉協議会 042(378)3366	
	(5)	一人暮らし高齢者ふれあい電話事業	定期的に電話をし、話し相手になり、安否確認を行う。	週1回	65	一人暮らし高齢者等	なし		高齢福祉課 042-378-2111(代) (内223)	
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、機器本体やペンダント式機器のボタンを押すことで委託業者のコールセンターに繋がり、必要に応じて救急が出動する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯(日中独居も可)であって、心臓疾患等により常時注意を要する状態にある方。	毎月利用料の2割 住民税非課税者:なし		高齢福祉課 042-378-2111(代) (内 220・228)	
	(8)	稲城市高齢者見守りネットワーク事業	一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう地域や関係機関、協定を締結した事業者等で見守り、支援する。	—	65	—	なし		高齢福祉課 042-378-2111(代) (内222)	
< 参 考 >										
稲 城	—	救急医療届出制度	緊急事態に陥ったとき、届出番号を消防署に伝えるだけで救急車が出動する。	—	60	迅速な救急体制が必要な市民の方ほどなたでも登録いただけます。	なし		警防課救急係 042-377-7119(代) (内729)	稲 城

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
羽 村	(1)	友愛訪問員による訪問活動	市長が委嘱した友愛訪問員が、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び70歳以上の高齢者世帯宅を訪問し、安否確認と寂しさ軽減のための声かけを行う。	月1～2回	65 70	65歳以上のひとり暮らし高齢者 70歳以上の高齢者のみ世帯	なし		高齢福祉介護課 042-555-1111(代) (内178)	羽 村
	(2)	高齢者配食サービス	調理・配食を民間業者に委託(夕食)し、配達時に安否確認を行う。	週6回	60	虚弱な高齢者 ひとり暮らし高齢者 高齢者のみ世帯	1食 600円	月～土曜日のうち、希望する曜日を利用者が選択	高齢者在宅 サービスセンター いこいの里 042(578)0678	
	(4)	見守りに関する協定	郵便局、生活協同組合、住宅供給公社、水道検針事業者等が業務中に異変を発見した際に市に情報提供を行う。	—	概ね 65	—	なし		高齢福祉介護課 042-555-1111(代) (内195)	
		見守り協力依頼	新聞販売店、宅配事業者等が業務中に異変を発見した際に市に情報提供をしてもらえるよう協力依頼している。	—	概ね 65	—	なし			
	(5)	電話・訪問による見守り	民生・児童委員及び友愛訪問員による定期的安否確認、各種相談の受付・助言等を行う。	月1～2回	65 70	・65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ・70歳以上の高齢者のみ世帯	なし		高齢福祉介護課 042-555-1111(代) (内178)	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の者で、身体上慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者	設置費用等の1割 生活保護・住民税非課税世帯 :なし		高齢福祉介護課 042-555-1111(代) (内177)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
<参 考>										
羽 村	—	救急医療情報キット配布事業	見守りが必要な高齢者を対象に救急医療情報キットを配布し、高齢者の安全・安心の確保を図るとともに、見守りの強化を図る。	—	概ね 65	友愛訪問世帯及び緊急通報システム設置世帯で希望する世帯等	なし		高齢福祉介護課 042-555-1111(代) (内178)	羽 村
		小地域ネットワーク活動助成	町内会・自治会の区域を活動単位として、見守りや手助け等を行っている活動に対する助成。(社会福祉協議会の実施事業。市が社会福祉協議会に対し、財政支援を行っている。)	—	—	—	なし		社会福祉協議会 042-554-0304	
		高齢者クラブによる友愛活動	高齢者クラブ会員による地域のひとり暮らし高齢者等への声かけや見守り活動。	随時	概ね 65	—	なし		高齢福祉介護課 042-555-1111(代) (内176)	

区 市 町村名	種別 区分	事業名	実施内容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
あきる野	(1) (8)	地域見守り事業	防災・安心地域委員会が指定した見守り協力員(ボランティア)が訪問し、安否確認を行う。	月2回 程度	65	一人暮らし又はこれに準ずる世帯(ただし、安否の確認ができる他の事業や介護保険サービスを定期的に利用している方等を除く)	なし		高齢者支援課 042-558-1111(代) (内2631)	あきる野
	(2)	配食サービス事業	市から委託を受けた民間事業者が調理した弁当を手渡し配達し、安否確認を行う。 手渡しできなかったときには、本人や親族などに連絡を取り、安否確認を行う。	月～土	65	一人暮らし、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、食事の調理が困難なため定期的な食事の確保に支障があると認められる方	(1食) 一般:500円 生活保護:250円	※昼食のみ	高齢者支援課 042-558-1111(代) (内2631)	
		ふれあい食事サービス事業	ボランティアが調理・配達する。	週2回 (水又は木)	70	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	1食 500円	※昼食のみ	社会福祉協議会 042(559)6711	
	(3)	乳酸菌飲料配達見守り事業	乳酸菌飲料販売業者が無償で1本手渡し配達し、安否確認を行う。 手渡しできなかったときには、地域包括支援センターへ連絡する。	週1回	65	一人暮らし又はこれに準ずる世帯に属する高齢者	なし		高齢者支援課 042-558-1111(代) (内2631)	
	(4)	新聞配達見守り事業	新聞配達業者・郵便配達業者が業務遂行中に何らかの異変に気づいた場合に地域包括支援センターへ連絡する。	配達時	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	なし		高齢者支援課 042-558-1111(代) (内2631)	
		郵便配達見守り事業					なし			
		一般廃棄物収集見守り事業					収集時			
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯で身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する方	なし		高齢者支援課 042-558-1111(代) (内2631)	
	(7) (8)	ICTを活用した高齢者見守り事業	宅内の電球をICT(情報通信技術)を活用した通信機能付きLED電球に交換し、24時間点灯や消灯が確認できなかった場合に民間受信センターに自動で通報を行い、本人や親族などに連絡を取り、安否確認を行う。	—	65	一人暮らし又はこれに準ずる世帯の高齢者。ただし、日常生活において安否の確認が図られている方を除く。	なし ※電球使用に伴う電気料金は本人負担		高齢者支援課 042-558-1111(代) (内2631)	
(8)	あきる野市 高齢者見守り事業	地域の事業者等と連携し、日常業務の範囲内で、異変があれば市又は地域包括支援センターへ通報する。	—	—	—	なし		高齢者支援課 042-558-1111(代) (内2631)		

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
あきる野	—	救急医療情報キット配布事業	町内会・自治会連合会を通じて、救急時の適切な医療活動に寄与し、高齢者及び障害者が安心して在宅生活が送れるよう、救急医療情報キットを配布する。	—	—	65歳以上の方または障害を持っている方、あるいは健康上の不安のある方	なし	希望者は、お住まいの地区の町内会・自治会長へ直接申し込む。	高齢者支援課 042-558-1111(代) (内2631)	あきる野

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
西東京	(2)	高齢者配食サービス	①調理・配食をNPO、社会福祉法人等に委託 ②週6回まで希望する曜日に昼食を配達	週6回 (日曜日を除く)	65	一人暮らし又は65歳以上のみの世帯で、配食を必要と認められた方(日中において、65歳以上のみで生活している場合も含む。)	1食 416円	特別食の対応可	高齢者支援課 042-464-1311(代) (内12334)	西東京
	(6)	救急医療情報キット事業	かかりつけ医療機関や病気等の情報を災害時や緊急時に支援者や救急医療関係者等に伝えられる救急医療情報キットを無料で配布する。	なし	—	希望者	在庫限り		危機管理課 042-464-1311(代) (内22243)	
	(7)	高齢者救急代理通報事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	慢性疾患等を持ち日常的に常時注意を必要とする一人暮らし又は高齢者のみ世帯	生活保護受給者等 なし その他 10%		高齢者支援課 042-464-1311(代) (内12334)	
	(8)	ささえあいネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ささえあい協力員・協力団体・訪問協力員、民生委員、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、市など関係機関が連携して高齢者を見守る仕組。事業の中の「ささえあい訪問サービス」では、ささえあい訪問協力員が月1回の玄関先までの訪問、週1回の外からの見守りをし、安否確認を行ったり、相談に応じたりする。	週1回	65	一人暮らし等で、定期的な見守りが必要とされる高齢者	なし		高齢者支援課 042-464-1311(代) (内12335)	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
瑞 穂	(2)	配食サービス	調理・宅配・安否確認を業者に委託	週2回	65	高齢者のみの世帯 これに準ずる世帯で食事の調理等が困難と認められる方	1食 400円		高齢者福祉課 042-557-0501(代) (内1512)	瑞 穂
	(3)	瑞穂町高齢者ふれあい訪問事業	一人暮らしの高齢者宅へ町と契約した業者が週3回乳酸菌飲料を届け、直接お話し、安否の確認を行う。	週3回	70	一人暮らし	1本10円 住民税非課税者・生活保護受給者:無料		高齢者福祉課 042-557-0501(代) (内1512)	
	(4)	高齢者見守りネットワーク	民間事業者の配達業務等の中で気になる高齢者がいた場合、町や高齢者支援センターへ連絡する。	随時	—	一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等	なし		高齢者福祉課 042-557-0501(代) (内1512)	
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯 身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方	設置費用の1割 生活保護・住民税非課税世帯:なし		高齢者福祉課 042-557-0501(代) (内1512)	
	(8)	友愛訪問活動	老人クラブが高齢者の見守りを目的に、会員宅を訪問	月1回	60	老人クラブ会員	なし		高齢者福祉課 042-557-0501(代) (内1512)	

区 市 町村名	種別 区分	事業名	実施内容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
日の出町	(2)	配食サービスによる見守り	調理が困難な方に定期的に栄養バランスの良い食事を配食する。	週2回	65	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯、これに準ずる世帯の方	1食につき、200円を町が負担		いきいき健康課 042-588-5368	日の出町
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯で、慢性疾患等で常時注意を必要とする方【環境】機器が設置できる電話回線であること	町の定める既定の額(コンセントの設置等は、個人負担) 生活保護世帯:なし		いきいき健康課 042-588-5368	
		ひとり暮らし高齢者セーフティネット事業	ひとり暮らしの高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき、異常発生を通報することにより、高齢者の救護等を行う。	—	70	日の出町に住所を有するひとり暮らしの方で、日の出町に身寄りのない方	なし		いきいき健康課 042-588-5368	
		重度身体障害者等緊急通報システム事業	一人暮らし等の重度身体障害者が緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて東京消防庁に通報することにより救援を行う	—	18	一人暮らしであって、身体障害者手帳の交付を受けており、その程度が2級以上の方【環境】機器が設置できる電話回線であること	機器の設置に要する額の1割 ただし住民税非課税者及び生活保護世帯は除く		子育て福祉課 042-588-4112	

<参 考>

日の出町	—	見守りに関する協定及び協力依頼	電力会社、水道局、東京都生協連加盟3社、金融機関が業務において高齢者に関して何らかの異変に気付いた場合、包括支援センターや町へ連絡を入れる協定を締結している。また郵便局、新聞店、牛乳販売店へ同様の協力依頼をしている。	—	—	—	なし		いきいき健康課 042-588-5368	日の出町
		救急医療キット配布事業	救急医療キットの無償支給(高齢者・障害者)(個人情報等を円柱の筒に入れ、冷蔵庫へ入れておくカプセル)	—	—	原則 高齢者・障害者	なし	民生委員が実施主体	子育て福祉課 042-588-4112	
		日の出町避難行動要支援者名簿登録制度	在宅者で災害時等における要配慮者への情報提供、安否確認、避難誘導、救助活動等の支援を可能な範囲で実施	—	75歳以上 単身 75歳以上世帯	・(身体障がい者)障害程度が2級以上の方 ア肢体不自由、イ視覚障害、ウ聴覚障害(2級のみ) ・(知的障がい者)障害の程度が2度以上の方 ・(精神障がい者)障害の程度が1級の方 ・要介護3以上の方 ・乳幼児・妊産婦・外国人・前に掲げる者に順ずる状態にある難行患者で、支援が必要と思われる方	なし		いきいき健康課 042-588-5368	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
檜 原	(1)	高齢者みまもり事業	郵便局員が月に1度利用者宅を訪問し、生活状況等を確認し、自治体・家族へ状況報告を行う。 また、24時間電話相談も利用可	月1回	65	一人暮らし高齢者及び二人暮らし高齢者	なし	※日本郵便㈱へ委託事業	福祉けんこう課 042(598)3121	檜 原
	(2)	給食サービス	週1食・自宅へお弁当を配達	週1～2回	65	介護認定者(特別給付事業) その他高齢者(地域支援事業)で配食が必要な方	1食 400円		福祉けんこう課 042(598)3121	
	(4)	高齢者等ごみ収集支援事業	ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺うサービス。ごみや資源の戸別収集を行うことにより高齢者の方の安否確認にもつながる。	週1回	—	○ごみ出しが困難で協力者がいない方。 ○次のいずれかに該当。 ①要支援もしくは要介護と認定された方又は同等の状態を認められる方で概ね65歳以上の一人暮らしまたは、65歳以上の方のみで構成されている世帯。②一人暮らしの障害者または障害者のみで構成されている世帯。③75歳以上のみで構成されている世帯。④その他村長が必要と認めた方	なし	シルバー人材センターへ委託	産業環境課 042(598)1011(代) (内127)	
		高齢者等買い物支援事業	あらかじめ登録をしている高齢者宅へ管内の事業に協力を頂ける商店が対象者が注文した商品を届け、買い物に関する利便性の向上と見守りを複合的に行う。	週1回程度	—	概ね65歳以上の方で構成されている世帯の方	なし	管内協力店へ委託	福祉けんこう課 042(598)3121	
	(5)	檜原村高齢者電話訪問事業	1日1回定期的に電話機に電話がかかり、自動音声に従いその日の体調をボタンで選ぶと、その内容が事前に登録してある親族等にメールで通知される。	1日1回	概ね65	一人暮らし高齢者及び二人暮らし高齢者	なし		福祉けんこう課 042(598)3121	
	(7)	一人暮らし老人宅警報器取付	電話回線を利用し非常の場合に隣家や親族に連絡	—	70	高齢者一人暮らし・二人暮らし世帯	なし		福祉けんこう課 042(598)3121	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
檜 原	—	救急支援事業	救急医療情報キットの導入・更新 災害時や救急時など、まさかの時に備えて本人の名前や生年月日、緊急連絡先などを所定のボトルに入れて冷蔵庫に保管しておくという取組	—	65	—	なし		福祉けんこう課 042(598)3121	檜 原

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
奥多摩	(1)	高齢者見守り相談事業	相談員の定期的な見守り相談とともに、生活リズムの把握ができる緊急・相談通報システム機器を設置し、日頃の健康相談や緊急時の通報対応を行う。	—	65	町に住所を有し、居宅にて生活している65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方もしくは日中高齢者のみの世帯となる方	なし		福祉保健課 0428(83)2777	奥多摩
	(2)	総合事業等配食サービス (低栄養改善事業)	6か月を利用期間として、週3回夕食を配食することで低栄養等を改善し、併せて安否確認を実施。調理は通所介護事業所で行い、ボランティアが配食	週3回	65	要支援認定者、基本チェックリスト該当者および基本チェックリスト非該当者のうち、閉じこもり等により特に栄養改善が必要な方	1食 500円	社会福祉協議会へ委託 要介護認定者に対する配食サービス(町特別給付)も実施	福祉保健課 0428(83)2777 地域包括センター 0428(83)8555	
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	緊急時に専用通報機又は無線ペンダントを押すことにより、東京消防庁に通報される住宅用通報機器の設置を行う。	—	概ね 65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)の方で、身体上慢性疾患がある等日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者	設置費用の1割 住民税非課税者:なし		福祉保健課 0428(83)2777	
	(8)	奥多摩町地域見守りネットワーク事業	地域住民誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、緩やかに見守り、異変を発見したときは、町、消防署や警察署に連絡する。	—	—	—	なし		福祉保健課 0428(83)2777	
<参 考>										
奥多摩	—	救急医療情報キット支給事業	救急医療情報キット(個人情報等を記載し、保管容器で所定の場所に保管する)を無償で支給し、救急時に救急隊の迅速な対応を支援する。また、キットの支給を受けた方で希望者には、携帯用シート(キーホルダー型)も支給する。また、安否確認も含め、年に一度救急キットの記載内容や同封物の更新・確認を行っている。	—	65	一人暮らし、高齢者のみの世帯、日中高齢者のみとなる世帯	なし		福祉保健課 0428(83)2777	奥多摩

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
大 島	(1)	友愛訪問、電話訪問、相談事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象に月2時間程度の訪問や電話等による相談、支援を行い、安心できる生活の確保を維持する。	月2時間	概ね 65	一人暮らし高齢者 高齢者のみの世帯 これに準ずる世帯に属する高齢者	なし	婦人会に委託	住民課 04992(2)1462	大 島
	(2)	配食サービス事業	定期的に居宅を訪問して食事を提供し、安否確認を行う。	週1～3回	概ね 65	老衰、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難な方	1食 200円	社会福祉協議会に委託	住民課 04992(2)1462	
	(4)	高齢者等見守り事業	島内のガス・水道・新聞販売店の事業者が日常の業務のなかで、当該高齢者宅の安否確認を行う。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	なし		住民課 04992(2)1462	
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	高齢者が在宅で緊急の事態に陥ったとき、ペンダント等を押すことにより、あらかじめ指定された通報先と連絡され、通報を受けた協力員が利用者宅を訪問し確認する。	—	概ね 65	一人暮らし等	設置費・回線使用料及び通話料・修理費・消耗品費	大島町地域包括支援センターに委託	住民課 04992(2)1462	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容		実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
						年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
利 島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 市 町 村 名	種 別 区 分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年 齢 歳 以 上	そ の 他 の 要 件				
新 島	(2)	配食サービス事業	民生・児童委員、一般ボランティア、社協職員が調理し、社協職員・ボランティアが宅配。 ※ただしコロナ情勢下においては、感染拡大防止の観点から商店などに弁当を発注し社協職員が宅配。	新島:月4回 式根島:月4回	概ね 65	単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、身心障害者であつて、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難な者	1食 520円	社会福祉協議会へ委託	民生課 04992-5-0243代 (内122)	新 島
＜参 考＞										
新 島	—	訪問相談事業	高齢者が居宅で安心して生活できるよう、生活指導員が高齢者宅を訪問し、各種の相談に応じるとともに日常生活に関する支援指導を行う。また、高齢者が必要なサービスを速やかに利用できるよう関係機関との調整や要介護認定を受けるための援助等を行う。	—	概ね 65	社会適応が困難な高齢者及び保健福祉サービスを必要とする高齢者	なし	社会福祉協議会へ委託	民生課 04992-5-0243代 (内122)	新 島

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
神津島	(2)	給食サービス	ボランティアが調理・配達	月1回	65	一人暮らし、高齢者世帯	なし		福祉課 04992-8-0011(代) (内71)	神津島
	(7)	高齢者緊急通報システム 事業	無線発報器等を用いて村役場 に通報することにより、地域協力 体制により速やかな援助を行う。	—	—	一人暮らし又は高齢者のみ世帯	なし		福祉課 04992-8-0011(代) (内71)	
	(8)	高齢者見守りサービス	地域包括支援センター及び民 生委員、地域団体の関係者が 連携しながら、高齢者の見守り 活動を実施している。	—	65	単身世帯のみの複数人世帯	なし		福祉課 04992-8-0011(代) (内71)	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
三 宅	(2)	三宅村高齢者配食サービス事業	在宅の高齢者に対して村が栄養バランスの取れた食事を提供することで、高齢者等の健康保持を図るとともに安否の確認も行う。	一人当たり 1日1食	65	三宅村に住所を有し、衰弱、心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難な次の方 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②要介護・要支援認定を受けている方で食に関する支援が必要な方 ③同居する家族等が上京、入院等で長期間不在になる場合でその期間中①に該当する方 ④同居する家族等が仕事等により、日中不在となるためその間①に該当する方	1食 500円		福祉健康課 04994(5)0902	三 宅
	(4)	ごみ出し支援事業	家庭ごみの排出に支障を来している高齢者、心身障害者等の負担を軽減し、併せて安否確認を行う。	週1回(夏季週2回)	65	、家庭ごみをごみステーションに排出することが困難であり、かつ、他の者から家庭ごみの排出の協力が得られない世帯であり、次のいずれかに該当する世帯。 (1) 高齢者又は障害者のみで構成されている世帯 (2) 高齢者又は障害者のいる世帯であって、他の構成員が家庭ごみを排出することが困難な者である世帯 (3) 上記に準ずる世帯として、村長が必要と認める世帯	なし		福祉健康課 04994(5)0902	
	(5)	三宅村地域見守り事業	週1回、独居高齢者等の見守り	週1回	85	—	なし		福祉健康課 04994(5)0902	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
御蔵島	(2)	配食サービス事業	調理・配達は業者に委託	週2回	65	単身世帯 高齢者世帯	なし		総務課 04994(8)2121	御蔵島
	(7)	高齢者緊急通報システム 事業	無線発報器等を用いて村役場 に通報することにより、地域協力 体制により速やかな援助を行う。	—	65	一人暮らし又は高齢者の世帯のみ	なし		総務課 04994(8)2121	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
八 丈	(2)	給食サービス	各地域公民館で協力員が調理し、ボランティアが宅配	週1回	65	一人暮らし 高齢者世帯等	1食 500円	社会福祉協議会へ補助	社会福祉協議会 04996(2)2609	八 丈
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	無線発報器等を用いて協力員等に通報することで、地域協力体制による速やかな援助を行う。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯	なし		福祉健康課 04996(2)5570	
<参 考>										
八 丈	—	救急医療情報キット配布事業	緊急時に迅速な対応を取れるよう医療情報を明記した容器を冷蔵庫等に保管し、室内にそれを知らせるシールを貼り救急隊などが活用できるものとする。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯	なし		福祉健康課 04996(2)5570	八 丈
		地域ケア会議	年に数回、福祉・医療・行政・警察・消防・民生委員等の担当者が情報共有を行う場として開催する。	—	—	—	なし		地域包括支援センター 04996(2)0580	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
青ヶ島	(1)	見守り事業	1時間程度を目途に対象者の安否確認及び相談に応じ、助言を行う。	週1回	65	村内に住所を有する方	なし	社会福祉協議会が実施	総務課 04996(9)0111	青ヶ島
	(2)	配食サービス事業	調理した弁当を対象者宅に配送し、高齢者の安否確認及び人間関係の交流を持つ。	月1回	概ね 70	65歳以上の一人暮らし 70歳以上の高齢者世帯	なし	社会福祉協議会が実施	総務課 04996(9)0111	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
小笠原	(2)	食事サービス	調理配食ボランティアが宅配	週1回	65	一人暮らし 高齢者のみ世帯	1食 400円		社会福祉協議会 04998(2)2486	小笠原